

赤坂自治会からの御意見、御指摘と修正方針

番号	アーカイブのページ	御意見、御指摘	修正方針（令和8年1月23日赤坂自治会と県の協議で確認）	2/19追加意見	追加回答（令和8年3月17日赤坂自治会と県の協議で確認）
1	40	当時は廃棄物処理法に基づく立ち入り検査権限の行使として掘削調査を県自から行う事が出来るという解釈が国から示されていなかった。 現在では県が調査することは認められているのかいないのかの記載をすべきです。	現在、国（環境省）が発出している行政処分の指針では、検査の中にボーリング調査や掘削調査も含まれるとされています。しかし、行政処分の指針では、立入検査の権限は、相手方が拒否した場合にその抵抗を排除してまで実施することは許されないこととされ、あらゆる場合に実施できるものではありません。 RD事案をふまえた取組において、処分場への立入検査、不法投棄パトロール等の強化は別途記載していることから、掘削調査の可否についての追記は行わないこととします。	-	-
2	41	(5) 1 ダイオキシンの分析で県が行った分析方法と日本工業規格（IS）での分析方法の両方を記載すべきです。	当時県が行った調査と環境省が示す測定マニュアルでどのような違いがあったか（国マニュアルにない乾燥が行われたこと）を追記します。	-	-
3	42	ケーシング掘削時の資料分析のフローシート（フローチャート）をA4前面に広げて詳細を補足すべきです。 例として 表題「ケーシング掘削時の資料分析で県が行った分析方法」 掘削試料→容器の種類、容量（分析の会社が採取すべきものを県の職員が採取した。） 分析①→分析の種類と方法 風乾→ステンレストレーに広げて1週間乾燥した。 振とう→方法 再振とう→方法 静置→時間 どの時点で蒸留水を入れたのか記載すべき。（おそらく風乾と振とうの間と思うが・・・） 下層乾燥→方法（トレイに広げて105° Cで4時間熱風乾燥） 分析②→分析の種類と方法 上層乾燥→方法（トレイに広げて105° Cで4時間熱風乾燥） 分析②→分析の種類と方法 下層と上層の②を混ぜて1つの検体として分析 液分析③→分析の種類と方法 日本工業規格（IS）での分析方法も記載すべきです。	P42の図の分析①～③でそれぞれどのような項目を含むのが明記することとします。 （これにより、揮発性有機化合物が本来どの段階で分析すべきであったかを明確にします。）	-	-
4	42	住民監査請求 地方自治法第242条に規定された請求の期限（1年間とされている。国民は5年間） この事も記載すべきです。	期限が1年である旨追記します。	-	-
5	42	県議会で請願者が採択され、自ら積極的に地下水調査や削調査に緊急に対応した。 6500万円もの税金を使用して住民や議会を欺いた。これは県による犯罪と言える。	平成12年第1号の地下水等調査業務委託と同年第2号の掘削調査業務委託の支出額を追記します。なお、当時の委託先からの請求書等の資料を確認したところ、各業務の支出額は以下のとおりでした。  平成12年第1号：31,500,000円 平成12年第2号：29,400,000円 合計：60,900,000円	-	-
6	42	住民ヒヤリング前記2つの調査業務の成果物が重複している。この内容をもっと具体的に記載すべきです。	「前記2つの調査業務」にアスタリスク（※）を付して、各調査業務の名称を明記します。 ①栗東市小野地先産業廃棄物最終処分場地下水等調査業務委託 ②栗東市小野地先産業廃棄物最終処分場掘削調査業務委託  なお、成果物が重複していないことについては確認しております。	-	-

7	42	追加として「自然由来と産施由来」トルエン等の成分まで自然由来とされている事の説明が無い。その時の費用も掛かっている事からもその時の表も記載すべきです。	調査を実施した事業者から県に提出された報告書には「この分解ピークのマススペクトルからトルエン、フルフラール、フェノール、クレゾール等を検出した。これらの分解ピークを生成する物質として園芸土中の腐食物質が考えられる。」との記述がありますが、県が住民の皆様にはトルエン等が自然由来であると御説明した事実は確認できなかったため、追記は行わないこととします。	7番の「自然由来と産施由来」と書いたときは資料を見ずに覚えただけで書いたもので天然と書くべき所を勘違いで自然と書きました。これは私の間違いです。 この資料は考える会の方が情報公開で3万円以上払って得た資料です（本来は無償で住民に開示すべきだった。）。 確かに住民にこの事の説明はなされなかったが公文書に記載され、その資料作成の為に公金を使用したことはやはり見逃せません。 その中の文章はたとえ説明が有ろうと無かろうと内容が正しくなければ正すべきです。 公文書に書かれている以上は追記すべきです。	○3月17日の協議時に出た質問 Q1 最終処分場掘削調査業務委託の熱分解GC/MSによる分析結果について、委託の特記仕様書等に記載されている調査目的および業務内容に照らして適切といえるのか。  Q2 園芸土を熱分解GC/MSで分析すると、植物由来の腐食物質が熱分解されることによる生じるトルエン、フルフラール、フェノール、クレゾール等が検出されている。このことから、廃棄物まじり土の分別試料を熱分解GC/MSで分析し、検出されたこれらの物質を天然由来として分類して解析することは適切か。  ●県からの回答 A1 御質問の熱分解GC/MSを含め、旧RD最終処分場における硫化水素の発生原因を究明することにより、今後の対策に必要な基礎資料を得ることを目的に様々な調査を実施したところです。 熱分解GC/MSにより、「掘削試料の大型廃棄物を除去した2mm以下の固相には天然由来の有機物に加え埋立廃棄物の高分子化合物の分解物や溶出物が含まれていることが判明した。」とあり、廃棄物土中の有機物質の由来を推定するという目的は達成されており、適切であると考えられます。  A2 こちらは旧RD最終処分場で採取した廃棄物土のほか、プランター土および活性汚泥を熱分解GC/MSで分析し、得られたピークの型を比較し、プランター土に近い型で検出された物質を天然由来、合成高分子に近い型で検出された物質を産施由来と推定し、分類したものです。 単に個々の物質を機械的に分類したわけではなく、ピークの型を踏まえて判断しており、推定手法としては一定の妥当性があると考えております。ただ、御指摘のとおり熱分解の結果生成するトルエン等の物質が全て天然由来と断定できるものではないことに留意が必要と考えます。  ●アーカイブへの記述について 調査結果等の適否については上述の回答のとおりであること、県はこの調査以外にも硫化水素の発生原因に係る調査を行っており、全てを記述すると膨大な分量になることから、アーカイブには記述しないこととします。
8	46	平成16年2月20日の住民と知事との懇談で赤坂の記事が無いのは何故ですか？	当時の県の記者資料等によると、地元住民として「北尾団地、上向、小野、栗東ニューハイツ各自治会および産廃処理問題合同対策委員会」とあります。赤坂団地の住民の方は、合対委員としてお声がけしたのではないかと考えられます。 なお、改めて記録を確認したところ懇談の日付は2/20ではなく2/22でしたので修正しておきます。（軽微な修正のため新旧対照表は割愛）	-	-
9	46	処分場の許可容量を超えている可能性の有るとの指摘があったが、知事は許可範囲内で埋め立てを行っている筈であり・・・ 平成3年、や10年の深の写真を見せられていても住民に寄り添わない知事の傲慢さ。知事に寄り添う気が有れば問題はもっと早く解決していたでしょう。	御指摘のとおり県が早期段階で適切な対応を講じるべきであったと考えます。 アーカイブもこの考えに基づき作成しています。	-	-

10	54	<p>高アルカリ原因物質撤去工事後のツボ堀調査時に発見された黒いタール様物質を住民が持ち帰って調査しようとしたらRDの社長がそれを持って帰ったら今後住民は処分場に入れさせないと言われ止む無く返さざるを得なかった。黒いタール様物質が発見された事に対して住民は県に調査を要望したが県は調査を拒んだ。事もあろうにその日のうちに埋めてしまった。匂いも異常で安定型処分場では有るはずもないものが見つかっても調べようとしなくて、逆に住民に対して処分場に有るものは有価物であり持って帰ったら泥棒だと言いつつ放った。(後で県が行った分析調査は全く事実を表すものでは有りません。試料が違うからです。)</p> <p>この事はきちんと記載しておくべきです。(私のこの記載に間違いは一切有りません。)</p>	<p>旧RD社の社長とのやり取りについては記録がないためアーカイブへ記述できませんが、平成29年度の連絡協議会で黒色物質について調査をしていますので、その旨を追記します。</p> <p>「後で県が行った分析調査は全く事実を表すものでは有りません。試料が違うからです。」についても、当時県から採取日が異なり、必ずしも同一物質と言えない上、分析に供する試料がないため推定は困難である旨協議会で御説明しておりますので、そのこともわかるように記述します。</p>	<p>10番黒いタール様物質、私一人がRDの社長とやり取りがあったのではなく住民は2人だった。県の人一人が白バイに止められた事は記載するのに二人と社長の話は何故載せないのか？</p> <p>住民に対して中浮気公民館で「処分場に有るものは有価物であり持って帰ったら泥棒だ」と言ったのは県の職員(上田さん)です。頑なに押し通し、RD社に付度した。</p> <p>明らかに安定型処分場では有り得ないものが出てきたのに調べもしないでその日のうちに埋め戻させて、その後も調査しなかった。その後の対策工事でも住民の立ち合いもなく発見しなかった。場所は分かっていると言っていた県が本当に探そうという気があったのか疑問です。業者に何処まで指示したのか？指示書は有るのか？これも疑問です。黒いタール様物質は今も何処かに残っているのか、地下水に流れて行ったのか。</p> <p>この問題は詳しく載せるべきです。</p>	<p>○3月17日の協議時に出た意見</p> <p>平成14年10月28日に撮影された黒色物質の写真を県に提出した住民と、同年10月30日頃に黒色物質を採取した住民は同一人物ではない。別人と分かるように記述すべきである。</p> <p>●県からの回答</p> <p>御意見をふまえ、同一人物であると断定できる記述を削除します。</p> <p>なお、過去の復命書を確認したところ、以下の協議記録が確認できましたので、県としては写真提供住民と黒色物質提供住民が同一であると考えております。</p> <p>①平成29年7月13日</p> <p>住民Aと県が打合せし、平成14年の高アルカリ調査時に発見された黒色物質の写真と同住民から県が受領した。</p> <p>②平成29年7月25日</p> <p>住民Aが平成14年の高アルカリ物質調査時の地点L(二次対策工事におけるB工区付近)で黒い水を採取してペットボトルに保管したと県に述べたほか、採取した黒い水については県で持ち帰って調査し、処分することについて了承した。</p>
11	61	<p>嘉田知事時代に栗東市公民館で説明会が行われ、その席で住民から対応の悪さを指摘され、知事は最後に一人意見を聞きますと言った時多くの方が手を上げました。知事は後ろの席の人を指さしたら一人の人が立ち上がると知事は「貴方ではなくて、横の〇〇色のメーツを着た人」を指名した。指名された人は「先日は有難う御座いました」と言い知事寄りの発言をした。新聞記者に住民の中にはこの様な意見の人もいるのだと、そしてこの発言を新聞に載せるように強く迫っているのを私は横で聞いていた。そして翌日の新聞に被せられていました。実は知事が指名した人は栗東市民では無く、当時の知事との対話の会のひとです。以前に私たち住民が4人野洲に呼び出されて話し合いで決裂した人です。</p> <p>この説明会の年月日や記載が無いように思いますが、もし記載が無ければ記載して下さい。</p>	<p>御指摘の会議は平成20年5月11日の「RD最終処分場問題対策委員会 委員会報告(答申)にかかる住民との意見交換会」と史料されますが、第3章2(1)で記述済みです。</p>	<p>11番平成20年5月12日の中日及び京都新聞は取り寄せました。</p> <p>中日及び京都新聞で別の住民の意見が記載されていたが、私が思っていたようなあからさまな事は書いてなかったので記者の方が正しい書き方をしたと思います。</p> <p>当日の知事は現地浄化策と取れる発言をしたことに対して住民は数々の元社員の証言から全量撤去すべきと多くの方々が発言した。知事は事前に手を廻していた知事との対話の会の人を指名した。</p> <p>ビデオでは知事が最後に「違う意見の方」と言っている。</p> <p>指名された人が発言したのは「滋賀県中の処分場を全量撤去した場合数千億円もの費用が掛かるから全県の立場での裁断を考えてほしい。」とは全量撤去は無理だと言っているのと同じこと、その事を新聞に載せるように強く迫っていた。</p> <p>そもそもわざわざ他所の問題に向いて住民の意見と違う意見を知事のお墨付きで発言する。仲間を何人も連れて来て拍手で終わる。今の私なら絶対許さない事です。</p> <p>そのようなサクラを使う知事は許せません。</p> <p>嘉田さんと私の二人を合わせて真相を解明すべきです。そのうえで記載するかどうかお決めになられても良いのではないですか。</p>	
12	61	<p>知事ともあろう人が栗東市民でもない人をサクラにして自分寄りの発言をさせそれを新聞に載せさせた、これも県の職員が何やっても良いのだと思わせる要因になったのではないかと思います。</p> <p>これらの事も記載して残すべきです。(この時のビデオテープが残っている。)</p> <p>○1/23打合せでいただいた御意見</p> <p>嘉田知事は会議後、新聞記者に「こういう意見を持っている人もいることを記事にしてほしい。」と迫った。会議後の新聞記事に何か記述がないか確認してほしい。</p>	<p>記録を確認したが、発言内容についても、県内の全処分場を視野に入れた上で栗東問題の最良の解決方法を求めるとの提案であり、特段、県や知事を擁護するような意見とは伺えませんでしたので、追記は行わないこととします。</p> <p>ただし、この会議は栗東市民以外も参加可能であったことは当時の記録から確認できましたので、参加者108名は栗東市以外の住民も含む旨追記します。</p> <p>なお、会議後の新聞記事を確認したところ、平成20年5月12日の中日新聞朝刊において、御指摘の出席者の発言と思われる記述がありました。</p> <p>この記事では、「『知事は全県的な立場で取り組み、RD最終処分場をそのモデルケースにしてほしい』といった声もあった。」とあり、県ホームページで掲載している会議概要での発言と同内容でした。</p> <p>(著作権保護の観点から新聞記事の送信は控えさせていただきます。)</p>	<p>11番平成20年5月12日の中日及び京都新聞は取り寄せました。</p> <p>中日及び京都新聞で別の住民の意見が記載されていたが、私が思っていたようなあからさまな事は書いてなかったので記者の方が正しい書き方をしたと思います。</p> <p>当日の知事は現地浄化策と取れる発言をしたことに対して住民は数々の元社員の証言から全量撤去すべきと多くの方々が発言した。知事は事前に手を廻していた知事との対話の会の人を指名した。</p> <p>ビデオでは知事が最後に「違う意見の方」と言っている。</p> <p>指名された人が発言したのは「滋賀県中の処分場を全量撤去した場合数千億円もの費用が掛かるから全県の立場での裁断を考えてほしい。」とは全量撤去は無理だと言っているのと同じこと、その事を新聞に載せるように強く迫っていた。</p> <p>そもそもわざわざ他所の問題に向いて住民の意見と違う意見を知事のお墨付きで発言する。仲間を何人も連れて来て拍手で終わる。今の私なら絶対許さない事です。</p> <p>そのようなサクラを使う知事は許せません。</p> <p>嘉田さんと私の二人を合わせて真相を解明すべきです。そのうえで記載するかどうかお決めになられても良いのではないですか。</p>	<p>1月23日の回答のとおり</p>